

令和8年度版 木更津市子育て世帯等定住促進 中古住宅取得支援事業補助金 申請の手引き

都心に近く、自然に近い ちょうどいい暮らしがある街、木更津

木更津市は、アクアラインを使えば都心まで快適アクセス。
そのうえ、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた、心地よく暮らせるまちです。

四季を楽しむ、多彩なアクティビティ

いちご狩りや潮干狩り、ブルーベリー狩りなどの自然体験、
数多く点在するゴルフ場、大型商業施設でのショッピング、
そして、約1万3千発が夜空を彩る花火大会。
大人も子どもも、一年を通して楽しめる魅力が揃っています。

「都心1時間圏内」でも、無理のない住まい選び

都内へ約1時間で移動できる好立地でありながら、
周辺エリアと比べて地価はリーズナブル。
“いつかは”と思っていたマイホームの夢も、木更津なら現実的です。

この機会に、木更津ではじまる新しい暮らしを考えてみませんか。

1 事業目的

本市内に中古住宅を取得した上で定住する子育て世帯及び若年世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付することで、本市への移住及び定住を促進し、生産年齢人口の増加による地域の活性化を図るとともに、中古住宅の利活用を促進し、適切に管理がされない空家の発生を抑制することを目的とします。

2 対象世帯

本補助金の対象となる世帯は、「子育て世帯」若しくは「若年世帯」とします。

- (1) 子育て世帯 … 交付申請を行う時点において、中学校修了前の子を扶養し同居している世帯（ひとり親世帯を含む。）
- (2) 若年世帯 … 交付申請を行う時点において、世帯主及びその配偶者がともに40歳未満であり、かつ、同居していて、中学校修了前の子を扶養していない世帯

3 対象要件

補助金の対象となる世帯は、子育て世帯若しくは若年世帯であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとします。

- (1) 対象住宅以外の住宅を市内に所有していないこと
- (2) 令和8年7月1日以降に、本市内で中古住宅を取得した者であること
- (3) 世帯構成員全員が、対象住宅の取得日前3年以上継続して市外に住所を有していたこと
※賃貸住宅・社宅等に居住していた場合、又は、本市内に住所を有していた者が婚姻を契機として新たに別世帯を形成し、本市内で新たに対象住宅を取得した場合は、この限りではない。
- (4) 5年以上継続して定住する意思のあること
- (5) 市税等の滞納がないこと
- (6) 暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと
- (7) 木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金の交付を受けたことがないこと
- (8) 木更津市空家リフォーム助成事業補助金の交付を受けたことがないこと
- (9) 木更津市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたことがないこと

4 対象区域

「木更津市内全域」を対象とします。

5 対象住宅

補助金の対象となる住宅は、本市内にある「中古住宅」であって次に掲げる全ての要件に該当するものとします。

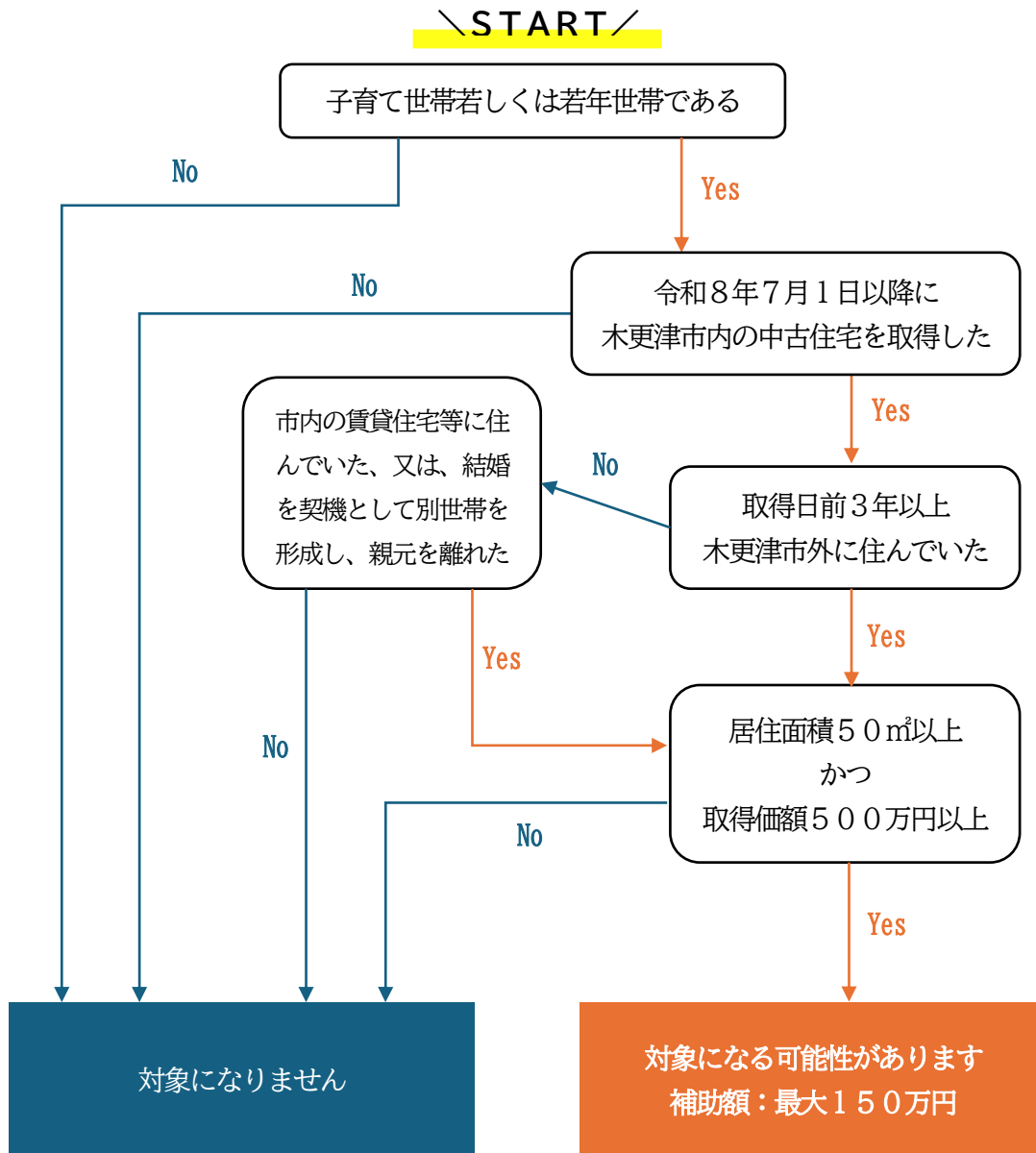
- (1) 一戸建ての建築物であって、台所、便所、浴室及び居室を備え、専ら所有者が自己の居住の用に供するための建築物（他の用途を併用している建築物で延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供しているものを含む。）であり、かつ、建設工事の完了の日から起算して1年を経過しているもので、過去に居住の用に供されたことのあるものをいう。
- (2) 申請者本人名義（共有名義含む。）の住宅であること
- (3) 建築基準法、都市計画法その他法令に基づき適正に建築された住宅であること
- (4) 新耐震基準等を満たしている住宅であること
※昭和56年6月1日以後に工事に着手した中古住宅であること。
ただし、新耐震基準等を満たしていると認められる場合は、この限りではない。
- (5) 居住用面積が50平方メートル以上であること
- (6) 取得価額が500万円以上であること
※土地・建物の一括購入の場合、土地購入費を含む。
※消費税等含まない。
- (7) 申請者又は配偶者以外の者を債務者とする抵当権が設定されていないこと

6 補助金の額

中古住宅 最大 150万円	基本額		80万円
	加算額	居住誘導区域で対象住宅を取得した場合	30万円
		市内不動産事業者から取得した場合	10万円
		扶養する子が中学校修了前である場合 ※上限30万円	子1人につき 10万円

※「居住誘導区域」とは、木更津市立地適正化計画（令和3年5月31日策定）で定める「居住誘導区域」をいいます。詳細は、木更津市立地適正化計画や木更津市公式都市計画地図「きさNAVI」を参照してください。

7 YesNo 確認チャート



※補助金の基本額は80万円です

※居住誘導区域で対象住宅を取得した場合、30万円を加算します。

※市内不動産事業者から取得した場合、10万円を加算します。

※中学校修了前の子1人につき、10万円を加算します。

ただし、加算額は30万円（3人目まで）を限度とします。

※「賃貸住宅等」は、アパート、社宅、戸建て貸家などを想定しています。

※このYesNo 確認チャートは簡易版のため、ご自身が対象となるかならないかなど詳細については、必ず担当課までお問い合わせください。

8 申請手続き

①提出書類

確認欄	提出書類
	(1) 木更津市子育て世帯等定住促進中古住宅取得支援事業補助金交付申請書 【様式第1号】
	(2) 誓約書及び同意書【様式第2号】
	(3) 世帯構成員全員の住民票 1通：300円 ※個人情報の閲覧等に関する同意により省略可
	(4) 世帯構成員全員の住民票戸籍の附票 1通：300円 ※本籍地が木更津市である場合に限り、個人情報の閲覧等に関する同意により省略可
	(5) 直近1か年の市税等の滞納がないことを証明する書類 ・木更津市税完納証明書 1通：300円 ※個人情報の閲覧等に関する同意により省略可。 ※木更津市での納税義務が発生していない場合は、前住所地での市区町村税等の滞納がないことを証明する書類（省略不可）
	(6) 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
	(7) 売買契約書等、取得対価のわかる書類
	(8) 耐震基準適合証明書
	(9) 建物平面図等、居住用面積が確認できる書類

※ (3)~(9)については、すべて写し可

②申請期間

受付開始日：令和8年（2026年）10月 1日（火）

受付終了日：令和9年（2027年） 3月31日（水）

※予算の執行状況により受付を終了することがあります。

※申請書は先着順に審査します。

ただし、受付最終日又は予算の上限に達した日に、複数の申請を受理した場合は、同日に受付した申請書すべての中から抽選により決定します。

③提出方法

上記書類を持参又は郵送により提出してください。

9 備考

①木更津市の子育て支援施策

木更津市では、次のような子育て世帯に向けた支援メニューを用意しています。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。担当課までお問い合わせください。

支援制度	概要	担当課
きさ♡ちるアプリ by 母子モ	母子手帳アプリ「母子モ」の木更津版です。健診記録や予防接種スケジュールの管理のほか、妊娠・子育て中の皆様に役立つ地元情報を提供しています。	健康推進課 TEL 0438-23-1300
マタニティ講座	初妊婦さん・経産婦さんともに安心して赤ちゃんを迎えられるように講座を開催しています。	
産後ケア	産後のお母さんの体の回復や、赤ちゃんのお世話の方法などをサポートする事業です。	
赤ちゃん広場	生後2～3か月頃の赤ちゃん・保護者の交流の場です。身体計測・育児相談などを行っています。	
妊婦のための支援給付	妊婦等を対象に出産育児関連用品の購入等への経済的支援を行う給付事業です。	
ファミリーサポート センター事業	子育ての手助けをしたい方と手助けをしてもらいたい方が、子育てを助け合う有償の相互援助活動です。	こども家庭支援課 TEL 0438-23-7249
らづファミ応援隊	家事育児に不安や負担を抱える妊婦さんがいるご家庭や、2歳未満のお子さんのいるご家庭に対して、家事育児支援サポーターを有料で派遣するサービスです。	
子育て支援センター	小学校就学前のお子さんとその家族の方、妊婦さんが安心して集い、親子で一緒に遊び、育児相談や子育てに関する交流ができる場所です。市内に8カ所の支援センターがあります。	
子育て短期支援事業	育児疲れや冠婚葬祭、休日出勤などお子さんの世話が一時的に困難な場合に、日帰り又は宿泊でお子さんを預かります。	
otta 子どもの見守り サービス	児童が見守り端末を携帯することで、学校や学校周辺の協力団体等に設置された見守りスポットを通過した際に、お子様の位置情報が記録されます。保護者は、端末にインストールしたアプリからお子様の通過履歴を確認することができます。	学校教育課 TEL 0438-23-5264

10 問い合わせ先

担 当 木更津市都市整備部住宅課 住宅政策係

電 話 0438-23-8049

メー ル juutaku@city.kisarazu.lg.jp

住 所 〒292-8501

千葉県木更津市朝日三丁目8番1号

市HP (ページ番号：14467)

<https://www.city.kisarazu.lg.jp/soshiki/toshiseibi/jutaku/1/14467.html>



市HPは
こちらからも
チェック